

釧路市教育委員会 令和2年第19回5月定例会会議録

- 1 日時：令和2年5月22日（金）13時30分から15時00分まで
- 2 会場：釧路市教育委員会室
- 3 出席者
岡部義孝教育長
（教育委員）
山口隆委員、松尾千穂委員、種村俊仁委員、小出美貴子委員
（事務局）
大坪学校教育部長、津田生涯学習部長、大山教育指導参事、
高嶋学校教育部次長、及川総務課長、小野施設計画主幹、
富田総括指導主事、北澤北陽高等学校事務長、工藤生涯学習部次長、
澤口生涯学習課長、中村動物園長、松本ふれあい主幹
- 4 議事録署名人 種村委員、小出委員
- 5 傍聴人数 0人
- 6 提出案件

【公開案件】

報告事項

- (1) 令和2年度釧路教育研究センター研修講座事業について
- (2) 令和2年度釧路市立小・中・高等学校研究指定団体事業の中止について
- (3) 釧路鳥取きりん獅子舞の北海道無形民俗文化財の指定について
- (4) ネーミングライツの募集結果について

【公開案件】 報告事項

(1) 令和2年度釧路教育研究センター研修講座事業について

(富田総括指導主事)

今年度は、これまで行っていた研修講座の内容の重複を精査し、本市の課題である中学校の学力向上に対応するため、多くの中学校教員が研修に参加できるよう組み直し、昨年度32講座あったものを22講座として焦点化し、より内容が充実したものとなるよう進めていく予定である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年であれば、すでに担当者により研修の計画・実施をすすめているところである、どの講座についても学校の授業と密接な関わりがあるため、臨時休業中の現状においては、調整がついていない状況である。

今後については、新型コロナウイルス感染症の道内や管内の感染状況を見据え、学校が通常の教育活動を行えるようになるなどの明確な見通しが持てた段階で、スムーズに研修が実施できるよう、十分準備を進めておきたいと考えている。

また、今回の新型コロナウイルス感染症による臨時休業の長期化により、学校におけるICT環境の整備とその活用が求められ、現在文部科学省によりGIGAスクール構想の実現が前倒しで進められているところですが、今後も臨時休業等緊急時が繰り返される可能性があることから、教育支援課としては、多くの教員が、オンラインでの取組も含め、ICTの効果的の活用により、子供たちの学びを確実に保証できるよう、実技研修の実施や各学校への指導主事の派遣等も実施を考えていきたい。

【公開案件】 報告事項

(2) 令和2年度釧路市立小・中・高等学校研究指定団体事業の中止について

(高嶋学校教育部次長)

本事業は、「学校教育の各分野について、全市的視野に立った実践的研究を推進するとともに、釧路市の学校教育水準の向上を図る」ことを目的に、毎年度、教育委員会が各学校長を代表者とする「教育研究団体」を指定し、研究費として毎年度1校あたり10万円の助成を行うもので、今年度は、6団体の指定を行ったところである。研究は、2カ年にわたって取り組まれるもので、2年目においては、教職員が一堂に会した公開研究会において、授業参観や研究発表を行うこととなっている。

しかしながら、今般の学校臨時休業の長期化に伴う、再開後の学校の状況、適切な学習機会確保のための教職員の負担等、を勘案すると、本事業の実施は難しいものと判断されることから、今年度については、本事業を中止することとした。

なお、今年度指定していた研究団体については、資料の下段にあるとおり、令和3年度に移行させる形で進めていく予定である。

◎これらの報告について、各委員から次のとおり発言あり。

(山口委員)

市教委指定の公開研究会について中止とのことであるが、全道レベルの研究大会についても中止となっているのか。

(富田総括指導主事)

理科、生活科について中止の連絡を受けているが、延期するかについて検討中とのことである。

(松尾委員)

2年目の教育研究団体の指定校は事業の延期となり、モチベーションの維持が心配されるかどうか。

(富田総括指導主事)

学校によっては、今年度ぜひ実施したかったという声もあったが、通常の教育活動の見通しも不安定な中、子どもたちの成長を検証するには来年度にきちんとスタートさせたほうが良いと判断した。

(山口委員)

助成金の10万円については今年度の支出となるのか。

(富田総括指導主事)

今年度は凍結となる。

【公開案件】報告事項

(3) 釧路鳥取きりん獅子舞の北海道無形民俗文化財の指定について

(澤口生涯学習課長)

令和2年5月13日付で釧路市鳥取地区にて受け継がれてきた、民俗芸能である釧路鳥取きりん獅子舞が北海道無形民俗文化財に指定された。釧路鳥取きりん獅子舞は、明治17年、18年に鳥取県から現在の釧路市鳥取地区に移住した鳥取県士族の子孫が、昭和15年に、故郷の鳥取県因幡地方に伝わる獅子舞を鳥取神社に奉納したことが始まりであり、道内では釧路市と利尻町だけに伝承された民俗芸能である。中でも釧路鳥取きりん獅子舞は、これまで途絶えることなく伝承されてきており、芸能の発生及び鳥取地区の開拓の歴史的特色を示すものとして特に重要なものと評価され、今回の文化財指定となった。

今後は、釧路市ホームページ及びフェイスブックでの広報及び、釧路市文化財マップの更新を行い、周知に努めていく。

◎これらの報告について、各委員から次のとおり発言あり。

(松尾委員)

釧路市の無形民俗文化財は他にあるのか。また、このようなものを引き続き伝承していくためには、市としても何かしら助成することが必要かと思うが補助金などはあるのか。

(澤口生涯学習課長)

文化財には国、道、市の指定があり、今回で26件となった。そのうち無形民俗文化財は数が少なく、3件目であり、国の指定を受けたアイヌ古式舞踊がある。助成制度については、釧路市からは特にないが、北海道からは修復・補修に助成の対象になることがある。

指定を受けることによって、注目度が上がり、各イベントなどに招かれることが多くなるなど活動の場面が増えていくことが期待される。

【公開案件】 報告事項

(4) ネーミングライツの募集結果について

(工藤生涯学習部次長)

釧路アイスアリーナ、柳町アイスホッケー場、両施設のネーミングライツの募集結果についてご報告する。釧路アイスアリーナについては、公募の結果、株式会社三ツ輪商会1者から応募があった。施設の愛称は、「ひがし北海道クレインズアイスアリーナ」とするものであり、ネーミングライツ料は月額30万円、1年目は年額270万円、2年目は360万円で提案があった。

次に、柳町アイスホッケー場について、公募の結果、株式会社釧路厚生社1者から応募があった。施設の愛称については、「KKS 釧路厚生社アイスアリーナ」とするものであり、ネーミングライツ料は月額10万円、1年目は年額100万円、2年目以降は年額120万円で提案があった。

これらの応募を受け、5月11日の選定委員会で審査した結果、それぞれの優先交渉権者として決定したものである。

契約期間は、釧路アイスアリーナでは令和2年7月1日から令和4年3月31日までの1年9か月、柳町アイスホッケー場では令和2年6月1日から令和5年3月31日までの2年10か月である。

両施設のネーミングライツ料については、自主財源として備品購入などに有効活用し、施設がより一層充実するよう役立てさせていただく。

◎この報告について、各委員から次のとおり発言あり。

(種村委員)

どのような方法で決定したのか。

(工藤生涯学習部次長)

選定委員会の中でプロポーザルの総合評価をしており、金額、契約期間会社、これまでの地域貢献等をすべて評価して点数化し、優先順位を決定する方式である。

(小出委員)

柳町アイスホッケー場については、釧路厚生社とのことでアイスホッケーが強いチームだが、練習時間などを優先して確保できるのか。

(工藤生涯学習部次長)

そのような特典はないが、ネーミングライツに付帯する権利として各年度ごと20時間以内の無料使用ができる。ただ、使用については優先ではなく、一般の貸切枠の中での使用となる。